

災害現場等において標示する京都市消防本部旗および消防署旗の制式

昭和 3 5 年 2 月 2 0 日

京都市消防局訓令乙第 1 9 号

各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

災害現場等において標示する京都市消防本部旗及び消防署旗制式の全部を次の用に改正する。

災害現場等において標示する京都市消防本部旗及び消防署旗の制式

災害現場等において標示する京都市消防本部旗および消防署旗の制式は別表のとおりとする。

附 則

- 1 この制式は、昭和 3 5 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 次の様式は、廃止する。

京都市消防本部、消防署関係の高張提灯及び手提提灯並びに消防団関係の高張提灯、手提提灯の様式

- 3 この制式施行の際、現に従前の制式のより作成された京都市消防本部旗および消防署旗については、この制式により作成したものとみなす。

附 則（昭和 3 9 年 5 月 1 5 日京都市消防局訓令甲第 3 号） 抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和 3 9 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 6 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 2 0 日京都市消防局訓令乙第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

災害現場等において標示する京都市消防本部旗および消防署旗の制式		
旗	頭	金色市章入丸型三方 正面ピッチ付 金属製
地	質	本絹塩瀬地あわせ
地	色	白色
き	章	消防き章をえんじ色にて染め抜く
	縁	えんじ色 真田モール
き	章 中 心	旗面の中心
旗	ざ お	かし、黒ぬり、千段巻 金ねじ 三本継
文字および横線		消防本部旗は、き章を中心として2本の横線をえんじ色でその下部に 「京都市消防局本部」の文字をかい書で黒色に染め抜く 消防署旗は「所属名」をかい書で黒色に染め抜く
形 状 寸 法		図のとおり

